

## 臨時国会での徹底した逐条審議を通し、「教育基本法案」の廃案を求めます

1 本日、臨時国会が召集され、安倍晋三新政権が誕生しました。「教育再生」を公約に掲げるこの政権は、先の通常国会で成立せず継続審議されることとなった教育基本法案を、他の法案に先駆けた最優先事項として成立させる意向であると報じられています。

私たちは、5月19日に声明「私大教職員は教育基本法改悪法案の廃案を求めます」を発表し、同法案が、国家による全面的な教育統制に道をひらくものであること、また、市場原理を至上の価値とする新自由主義的政策を教育現場に直接持ち込み、学問の自由と大学の自治を侵害するものであることを指摘し、徹底審議を通して同法案を廃案とすることを求めました。私たちをはじめ、多くの教職員組合、市民団体、法曹団体、教育関連学会等が法案に反対する運動を展開しています。また、全国小中学校の校長の66%が教育基本法の「改正」に不賛成であることが、東京大学基礎学力開発センターが実施したアンケート調査によって明らかになっています。政府・与党がこうした教育現場の声を無視し、強引に法案の成立を図ることは許されません。民主的・国民的な議論を保障しない強権的な手法によってなされる「教育改革」は、教育現場にいつその混乱と荒廃をもたらす結果となることは明らかです。

2 9月21日、東京地方裁判所は、都立学校の教職員らが原告となって提訴した国歌斉唱義務不存在確認等訴訟（いわゆる予防訴訟）について、原告らの訴えを全面的に認め、卒業式・入学式等の学校行事において教職員に「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること」を命じた東京都教育委員会の2003年10月23日通達（10.23通達）を、憲法19条が保障する思想・良心の自由を侵害するものであること、また、10.23通達後の校長らに対する指導名目の締め付けは、各学校現場の裁量による創造的・弾力的な教育活動の余地を与えず、教育基本法10条1項が禁ずる「不当な支配」にあたりと断じる明快な違憲判決を下しました

日本国憲法と教育基本法との一体性をあらためて明らかにした同判決は、1976年の最高裁学テ判決を敷衍して学習指導要領の法的規範性を一定限は認めつつも、それが「教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制するようなものである場合」は、「法規としての性質を否定するのが相当である」と述べています。一方、「教育基本法案」第2条は、学習指導要領を法律に格上げし、20項目にも及ぶ徳目の教え込みを「教育の目標」として定めることで、国民に自由で自律的な自己形成の権利を認めず、教育を通した「こころ」の国家主義的統制を図ろうとしています。現行教育基本法の趣旨を正しくとらえた東京地裁判決は、国家・行政権力の教育介入を厳に戒めることで、政府・与党が数の論理だけを恃みに成立させようとしている「教育基本法案」の違憲性をも鋭く照射しました。政府・与党は、この判決に示された司法判断の重さを真摯に受け止めなければなりません。

3 与党の一部では、先の通常国会で同法案に関する「議論は尽くされた」という声もあると聞きます。しかし、それはとんでもない欺瞞でしかありません。通常国会での審議において、政府・与党は、なぜ新しい教育基本法を制定しなければならないのかという、法案の立法趣旨を明確にすることがありませんでした。衆議院本会議・同特別委員会での審議は、愛国心通知表をめぐる議論をのぞいては、概ね法案の本質とは関係しない周縁的な文化論・文明論の類に終始し、法案を逐条的に検討して条文相互の構造的関係を解明するという、重要法案の審議に必要とされる最低限の議論さえ遂になされなかったのです。

日本国憲法の理想を「教育の力」によって実現させることを謳った現行教育基本法の基本理念は、日本国民がアジア太平洋戦争による国内外の数千万の尊い人命を犠牲として初めて獲得しえた普遍的真理です。戦後民主主義社会のあり方の根幹を形成してきた準憲法ともいえる法律が、空疎で非生産的な議論によって葬り去られるようなことは許されません。拙速に成立を急ぐ政府・与党の姿勢こそ、「教育基本法案」の立法趣旨が教育内的な必要性から乖離した教育外的・政治的な要請によるものであることの何よりの証左です。教育を、国民の人権保障ではなく、国策に従順な国民を育成するための統治手段へと変質させようとする同法案は、日本国憲法の基本原則を否定し、基本的人権を「公益・公の秩序」の下位に位置させようとする自民党「新憲法草案」の精神と完全に合致し、実質改憲といえる内容のものとなっています。

4 「教育基本法案」が準備する新自由主義的な「教育改革」とは、現在すでに進行しつつある経済格差による教育機会の不均等をいっそう促進し、固定化する政策にほかなりません。経済界が要請するエリート育成に偏重した教育制度の複線的・格差的再編と、「物言わぬ国民」を大量生産するための国家主義教育の推進こそが同法案の本質です。法案第7条がいう大学の「自主性、自律性」とは、市場原理に基づく大学版「構造改革」を加速して学問の自由と大学の自治を破壊し、この国の「知」の衰退と空洞化を招くものであり、第8条が強調する私立学校の「公の性質」とは、第2条に定める「教育の目標」を私学においても「体系的」「組織的」(第6条2項)に教え込む私学教育の国家的統制を強化するためのものにほかなりません。この国を本当の意味での「知識基盤社会」(中教審答申『我が国の高等教育の将来像』)として発展させるために政府・教育行政がなすべきは、現行教育基本法の理念を生かし、日本国憲法の精神に基づく教育と学問の発展を促進するための条件整備以外には存在しません。

私たちは、教育基本法案の違憲性と反国民的・反教育的本質を、臨時国会における徹底した逐条審議を通して明らかにした上で、同法案を廃案とするよう強く求めます

2006年9月26日

東京地区私立大学教職員組合連合中央執行委員会